

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」 (高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)の一部改正について(案)

平成 28 年 6 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

平成 26 年 12 月 16 日に公表された「『インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会』中間報告書」及び平成 26 年度「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」において、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)(以下「ガイドライン」という。)の適用対象となるインターネット取引について、明確化すべきとの提言及び意見が寄せられたことを受け、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「ワーキング・グループ」という。)において検討を行ったところである。

今般、ワーキング・グループでの検討結果等を踏まえ、ガイドラインの明確化等を図るため、一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- (1) 担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為について、以下の内容を明確化するための改正を行う。
 - ① 担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為について、受注に関してはガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注や、約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないこと。
 - ② 勧誘前の役席者による承認は受けたものの、翌日以降の役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することはガイドラインの趣旨に反していること。
 - ③ 上記②の担当営業員による誘導によりインターネットで発注されていないか等のモニタリングを実施すること。
- (2) 担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行わず、高齢顧客がウェブサイト上の表示・サービスに基づき、自発的にインターネット取引を行う場合について、以下の内容を明確化するための改正を行う。
 - ① 協会が提供するウェブサイト上の表示・サービスが、高齢顧客が行う検討の開始、商品の選定、情報の入手及び購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限り、ガイドラインの適用対象にはならないこと。
 - ② ワーキング・グループにおいて確認を行った平成 27 年 10 月時点において、ガイドライン

の適用対象となるウェブサイト上の表示・サービスの類型は確認されていないこと。

(4. 勧誘を行う場所、方法 Q4)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 28 年 6 月 10 日（金）から平成 28 年 7 月 8 日（金）17:00 まで（必着）

② 提出方法：郵送又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方の一部改正について」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人名又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：自主規制企画部（Tel：03-3667-8470）

以 上

**「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」
(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)の一部改正について(案)**

平成 28 年 6 月 14 日

(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
Q 4 : インターネット取引についても高齢顧客の取引に関する規則を定める必要はありますか。 A : <u>インターネット取引における高齢顧客の取引に関しての規制については、インターネットにより発注する行為そのものではなく、発注の前段階としての投資勧誘規則第5条の3に規定する「勧誘による販売」に該当する行為の有無について考えることとなります。高齢顧客がインターネットにより発注するか否かにかかわらず、担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行うのであれば、当該勧誘行為については、役席者による事前承認等が必要と考えます。</u> <u>一方、担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し発注する行為については、顧客自身がIDとパスワードを入力してログインするとともに、「銘柄」及び「数量又は金額」を入力して行うものですから、受注に関しては本ガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注及び約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないと考えます。</u> <u>また、勧誘前の役席者による承認は受けたものの、翌日以降の役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することが本ガイドラインの趣旨に反していることは言うまでもありません。役席者による事前承認等を得た、担当営業員による勧誘を伴う取引が、担当営業員による誘導によりインターネットで発注されていないか等のモニタリングを実施することが考えられます。</u> <u>担当営業員が高齢顧客に勧誘留意商品の勧誘を行わず、高齢顧客がウェブサイト上の表示・サービスに基づき、自発的にインターネット取引を行う場合について、協会が提供しているウェブサイト</u>	Q 4 : インターネット取引についても高齢顧客の取引に関する規則を定める必要はありますか。 A : <u>インターネット取引は顧客自身がIDとパスワードを入力してログインするとともに、「銘柄」及び「数量又は金額」を入力して行うものですから、投資勧誘規則第5条の3に規定する「勧誘による販売」に該当する行為がなされない限り、同条の適用対象にはならないと考えます。</u>

改 正 案	現 行
<u>上の表示・サービスは、高齢顧客が行う、検討の開始、商品の選定、情報の入手、購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限りは、本ガイドラインの適用対象にはならないと考えます。なお、平成27年10月時点において、上記に該当する表示・サービスの類型は確認されていません。</u> <u>また、現時点で確認できていない新技術等によるウェブサイト上の新たな表示・サービスの類型については、担当営業員が行う勧誘と同等・同質の行為と認められる場合には、本ガイドラインの適用対象となり得る場合もありますので、ご注意ください。</u>	

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」等の一部改正について（案）

平成 28 年 6 月 14 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

平成 26 年 11 月に公表された「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」¹においては、国債の決済期間短縮化の意義として、①決済リスクの削減、②国債市場・短期金融市場の流動性・安定性・効率性の向上、③国際的な市場間競争力の維持・強化が掲げられており、これらの実現に向けた国債決済期間短縮（T+1）化に当たっての課題及び対応の基本的な考え方が示されている。この中で、アウトライト取引及び SC レポ取引の T+1 化に向けた課題への対応としては「銘柄後決め GC レポ取引の導入」が掲げられ、又、T+1 化とグローバル化に係る課題への対応としては「日本国債のグローバル化を踏まえた新現先取引の導入」が掲げられている。

こうした考え方に基づき、上記ワーキング・グループの「国債決済期間短縮化検討 WG：担保後決め方式 GC レポ取引手法検討会 リーガル検討タスクフォース」において、国債に係る銘柄後決め GC レポ取引（以下、本趣旨・骨子において「レポ取引」を「現先取引」という。）の導入等に対応した「債券等の現先取引に関する基本契約書」の整備について、基本契約書の構成・内容等に係る検討が行われ、平成 28 年 4 月 25 日、その検討結果が「債券等の現先取引に関する基本契約書」の参考様式改定案（以下、「改定案」という。）として自主規制部門に提示された²。

これを受けて、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」において、「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正及び改定案を基に基本契約書参考様式の改定に係る検討を行い、今般、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」における検討結果等を踏まえ、「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正及び「債券等の現先取引に関する基本契約書」の改定を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正

銘柄後決め方式現先取引の導入等を踏まえ、定義規定等について所要の改正を行う。

2. 「債券等の現先取引に関する基本契約書」の改定

(1) 構成の整理

現行参考様式においては、非利含み現先取引を基本とする基本契約書の他に、顧客との間の契約内容によって合意書等の複数の書式を追加して構成するものであった。これを、利含み現先取引を基本とする内容に変更した上で、基本契約書に係る基本的な事項等を記載した基本契約書「本文」と取引類型別（※）に設けられた基本契約書「別紙」（以下、それぞれ「本文」、「別紙」という。）を組み合わせる一体的に基本契約書とする構成へと整理する。

¹ 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討状況については、以下の URL に掲載されている。

http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/index.html

² 以下の URL の第 44 回資料に自主規制部門に提示された改定案等が掲載されている。

http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/jgb_kentou/kokusaik-giji.html

(※) 別紙は、銘柄先決め、銘柄後決め、定時償還債、非利含み、短期社債等といった取引種別に作成されているため、顧客と行おうとする取引種別に応じて該当する別紙を選択して基本契約を締結することとなる。

(2) フェイルに関する規定の明確化

従来は「債券等の現先取引に関する基本契約書」第 11 条（債務不履行による取引終了）第 6 項以下において規定していた内容について、その位置付けの明確化を図るために、本文において所要の改定を行った上で独立した条項とする。

（本文第 12 条）

(3) 反社条項の新設

本文において反社会的勢力の排除に関する条項を新設する。

（本文第 19 条）

(4) 銘柄先決め方式現先取引に用いる別紙

別紙 1 として、銘柄先決め方式現先取引に係る基本契約に用いる事項を規定する。

(5) 銘柄後決め方式現先取引に用いる別紙

別紙 2 として、GC 現先取引の T+0 化を実現するために導入される、銘柄後決め方式現先取引に係る基本契約に用いる事項を規定する。

なお、銘柄後決め方式現先取引においては、当該取引に係る担保管理・決済サービスを提供する機関（銘柄割当機関）による規則等が適用されることとなるため、本文のうち不適用となる条項を規定している。

（別紙 2 第 4 条第 2 項、第 6 条）

(6) 定時償還債銘柄の現先取引に用いる別紙

別紙 3 として、従来の「「債券等の現先取引に関する基本契約書」に係る付属合意書」の記載内容を基に、定時償還銘柄の現先取引に係る基本契約に用いる事項を規定する。

(7) 非利含み現先取引に用いる別紙

別紙 4 として、銘柄先決め方式における非利含み現先取引に係る基本契約に用いる事項を規定する。

(8) 短期社債等の現先取引（CP 現先取引）に用いる別紙

別紙 5 として、短期社債等の現先取引に係る基本契約に用いる事項を規定する。

(9) 個別取引明細書の交付省略に係る合意に関する事項

従来は「債券等の現先取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書の交付省略に係る合意書」を取り交わすことにより同明細書の交付を省略することとする構成となっていたが、予め別紙中においてその他の方法により合意内容の確認を行うのかを規定する方式を採用している。

（各別紙 第 2 条又は第 3 条）

(10) その他市場慣行を取り入れた整備等

従来は「「債券等の現先取引に関する基本契約書」付属覚書」等において空欄となっていた、端数処理、マージンコールの通知・返答期限及び時価計算に用いる市場実勢価格等について、市場慣行として確立しているものと考えられる内容を取り入れ、参考様式として例示することとした。また、契約内容の明確化を図るため、本文及び別紙においては従来の基本契約書等の文言に

所要の改定を行っている。

(11) 経過措置

国債決済期間の短縮（T＋1）化の実施に向け、改定後の基本契約書を用いて現先取引に係る基本契約の締結を行うことを想定し、各別紙（別紙２及び５を除く）においては、「その他合意事項」として、国債決済期間の短縮（T＋1）化実施前の取引に係る読み替え規定を設けている。

（各別紙（別紙２及び５を除く） 第９条又は第１０条）

Ⅲ. 施行の時期

この規則改正は、国債の決済期間の短縮（T＋1）化の実施日（平成 30 年度上半期を目途）から施行する。³

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 28 年 6 月 8 日(水)から平成 28 年 6 月 21 日(火)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入の上、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

以 上

○ 本件に関するお問合せ先 日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-3667-8456）

³ なお、基本契約書参考様式は、国債の決済期間の短縮（T＋1）化の実施日に関わらず、利用して差し支えないものとする。

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」等の一部改正案に関するパブリック・コメントの募集について

平成28年6月14日

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

1 国債の決済期間短縮の意義・目的 (グランドデザイン要約版より)



- T+1化※は、「決済リスクの削減」に加え、必要な市場基盤(インフラ)の整備を通じ、「国債市場・短期金融市場の流動性・安全性・効率性の向上」、「国際的な市場間競争力の維持・強化」に資するもの。

リーマンショックで顕在化した
国債決済リスクの削減

国際標準の取引手法等の
導入⇒グローバルなニーズに対応

アウトライイトT+1(GCレポT+0)
を実現する市場基盤の整備

- T+1化を実現するには、T+0のGCレポ(資金運用/調達目的のレポ)を迅速かつ効率的に行う市場基盤の整備が我が国には不可欠。

	米国	英国	フランス	ドイツ	日本
国債決済期間 ()はGCレポ	T+1 (T+0)	T+1 (T+0)	T+2 (T+1)	T+2 (T+1)	T+2 (T+1)
担保割当機能	大手銀2行	決済機関(ユーロクリア、クリアストリーム)			なし

※個人等のリテール向け取引(金融機関における窓口販売や個人向け国債の中途換金等)は対象外。

2 T+1化とグローバル化の課題

(グランドデザイン
要約版より)



- グローバルベースの日本国債の利用ニーズが高まることが考えられる中、**日本国債市場の国際競争力強化に資するよう、グローバル・スタンダードに沿った取引体制の整備を図ることが求められている。**
- 国債の決済期間短縮化に関する検討WGでは、**このような観点から、現在、主流となっている日本版レポ取引(現金担保付債券貸借取引)に代わり、海外及びクロスボーダーのレポ契約において標準的な条件付売買形式(「新現先取引」)の普及に向けて、以下の対応方針を整理した。**

T+1化を契機とする新現先取引の普及についての対応方針(概要)

- **新たな市場として整備する銘柄後決め方式GCLレポ取引(CCP利用)は、新現先形式を採用することとし、必要な契約等の準備とともに委託者等の理解・承諾の取得を図る。**
- SCレポ取引等その他のレポ取引についても新現先取引に移行するべくコンセンサスを形成するとともに、円滑に移行できるよう、移行方法やタイミングについて検討を行う。

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

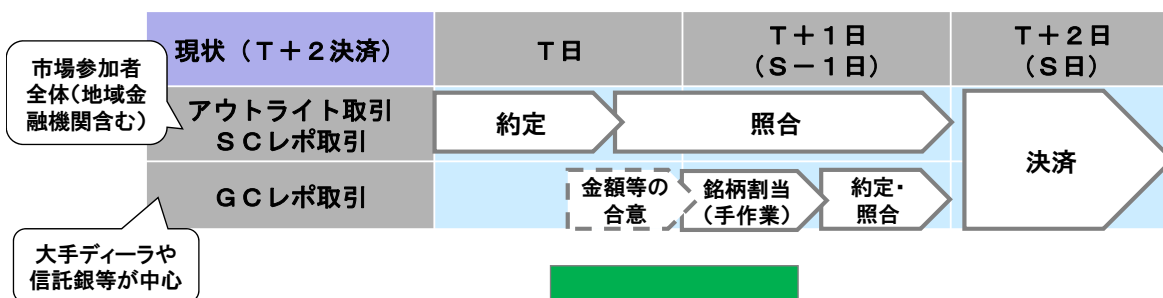
2

3 T+1化実現後のGCLレポのイメージ

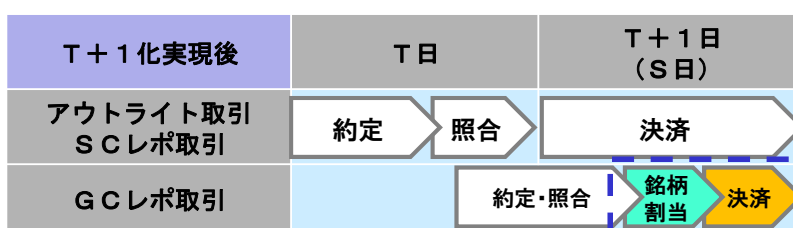


GCLレポ取引のT+0化

GCLレポ取引を迅速かつ効率的に行うための市場インフラ整備



決済期間短縮化



- ・ アウトライイト取引
- ・ SC(Special Collateral)レポ取引
- ・ GC(General Collateral)レポ取引

買戻しや売戻しの条件を伴わない通常の売買取引
債券の調達・運用を主目的とするレポ取引
資金の調達・運用を主目的とするレポ取引

銘柄割当等を市場インフラ
(JSCC)が行う(銘柄後決め
方式GCLレポ取引の導入)
⇒時間短縮、事務負担軽減

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

3

4-1 規則改正及び基本契約書(参考様式)改正案の概要

➤ 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」改正案の概要

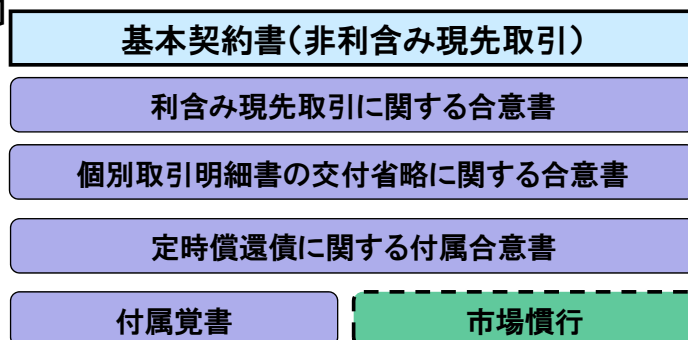
- ① T+1化に必要とされる事項への対応
→ 銘柄後決め方式GCLレポ取引の取扱いを想定した**定義規定等の改正**
- ② T+1化とグローバル化に向けた課題への対応
→ 「新現先取引」への移行を想定した**定義規定等の改正**

➤ 「債券現先取引に関する基本契約書」(参考様式)改正案の概要(次頁イメージ)

- ① T+1化に必要とされる事項への対応
→ **銘柄後決め方式GCLレポ取引の取扱いを想定した条項を追加**
- ② T+1化とグローバル化に向けた課題への対応
→ 「**新現先取引**」への移行を想定した「**利含み現先取引**」を前提とする改正
- ③ 基本契約書の構成の簡素化への対応
→ **基本契約書及び複数の合意書等を用いる構成を簡素化**
- ④ その他、参考様式利用者の利便性の向上への対応
→ **一部の市場慣行をあらかじめ記載、文言を修正し、契約内容をより明確化**

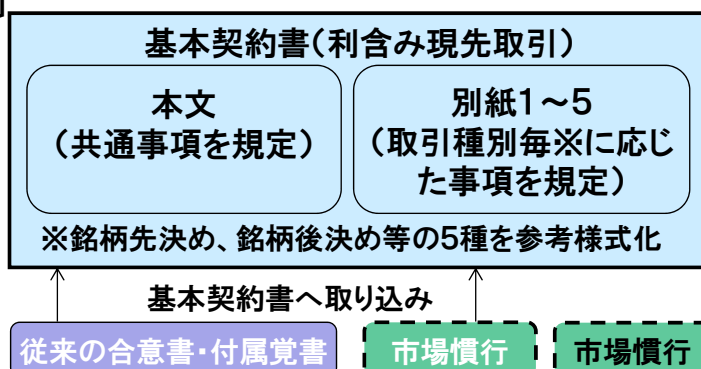
4-2 基本契約書の新旧比較(イメージ)

〔旧〕



- ① 銘柄後決め取引に非対応
- ② 非利含み現先取引を前提とした内容
- ③ 基本契約書の他にも様々な合意書等の取り交わし
- ④ 市場慣行に基づき付属覚書等の内容を各社で穴埋め

〔新〕



- ① 銘柄後決め取引に対応
- ② 利含み現先取引(新現先取引)を前提とした内容
- ③ 原則として**基本契約書のみ**取り交わし
- ④ 一部の**市場慣行**を参考様式中に**あらかじめ記載**

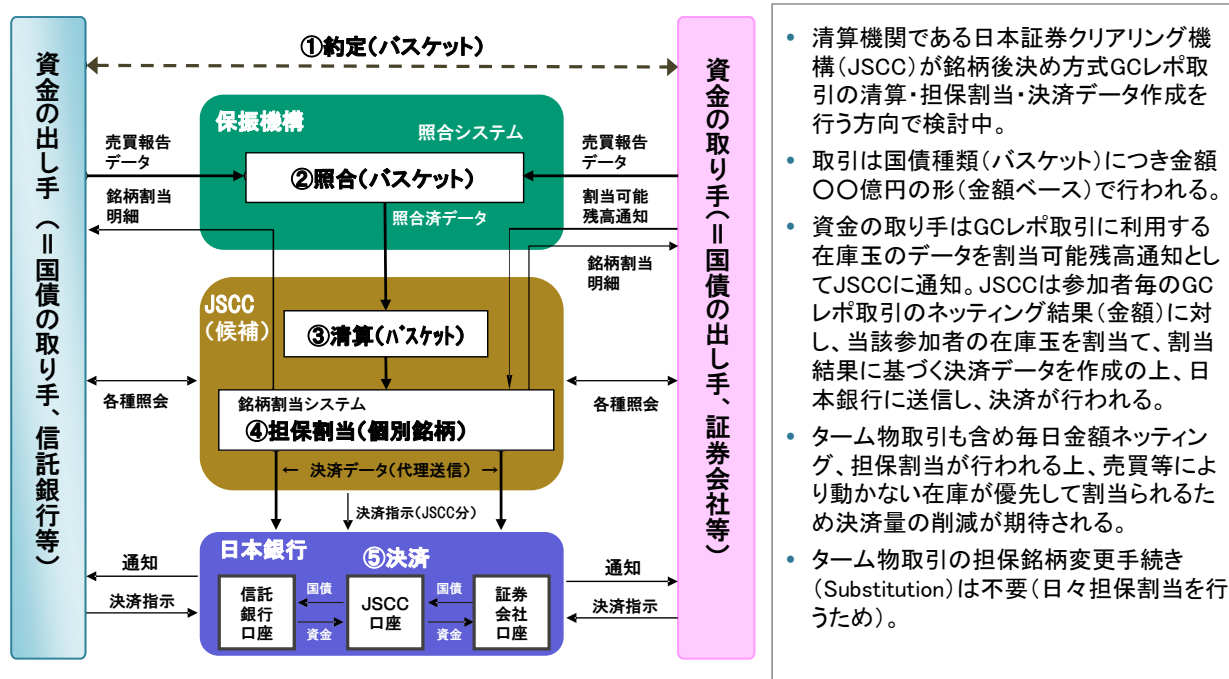
5 改正等に係るスケジュール

時期(予定を含む)	内容
平成28年6月7日	公社債分科会においてパブリックコメント実施について御審議
6月8日～21日	パブリックコメントを実施
6月14日	自主規制会議においてパブリックコメント実施について御報告
7月上旬	公社債分科会において規則改正等について御審議
7月19日	自主規制会議において規則改正について御審議
7月下旬	改正規則及び基本契約書参考様式について協会員通知
平成30年度上半期中※	T+1化実施(実施日に改正規則を施行)

※実施目標時期であり、T+1化の具体的な実施日は決済システム等に係る総合運転試験の結果を踏まえて決定される。

参考： 銘柄後決め方式GCLレポ取引の概要 (グランドデザイン要約版より)

銘柄後決め方式GCLレポ取引の約定～決済のシステム及び事務フロー



顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめを受けた 「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について（案）

平成 28 年 6 月 14 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、会員に対する分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について必要な検討を行うため、平成 26 年 5 月に、自主規制会議の下部機関として「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」を設置し、同年 7 月以降 8 回にわたり検討を行い、平成 27 年 4 月に、同ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめたところである¹。

今般、上記取りまとめを踏まえ、関係機関と協議のうえ、顧客資産の分別管理監査の業務の種類について、法令遵守に関する検証業務（今般の日本公認会計士協会の実務指針において「法令遵守に関する保証業務」と表現が改められることから、以下「保証業務」という。）に統一することや同監査の結果の開示の義務化等を行うため、「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子²

(1) 分別管理監査の法令遵守に関する保証業務への統一

- ① 会員が受検しなければならない分別管理監査の業務の種類について、保証業務に統一する。（第 2 条第 1 項）
- ② また、「法令遵守に関する検証業務」については、今般の日本公認会計士協会の実務指針において「法令遵守に関する保証業務」と表現が改められることに伴い、同様に改正する（第 2 条第 1 項）。

¹ 平成 27 年 4 月 22 日付会員通知「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方についての議論の取りまとめについて」（日証協（自）27 第 17 号）参照。

² 特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員）についても、第 4 条の準用規定により、本改正の対象となります。

(2) 経営者報告書の作成等に関する規定の新設

- ① これまで日本公認会計士協会の「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』（平成 26 年 4 月 15 日）」（以下「実務指針第 40 号」という。）において定められている「分別管理の法令遵守に関する経営者報告書」（以下「経営者報告書」という。）について、本規則に移管のうえ、作成を義務づけることとする。（第 2 条第 1 項、参考様式）
- ② 会員は、経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備、運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならないこととする。（第 2 条第 2 項）
- ③ 会員は、上記②の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成しなければならないこととする。（第 2 条第 3 項）

(3) 分別管理監査の結果の開示の義務化

会員は、公認会計士等から分別管理監査報告書を受領したときは、本規則で定めるところにより、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しについて、公表しなければならないこととする。（第 2 条第 5 項）

(4) 本協会と公認会計士等との間で意見交換が行えることの明確化

本協会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、分別管理監査を行う公認会計士等と意見交換を行うことができることを明確化する³。（第 3 条第 4 項）

(5) その他所要の改正

上記の改正に伴う技術的な改正を行う。

3. 施行の時期及び猶予期間

- (1) この改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。ただし、この改正の施行の日前に改正前の規則第 2 条第 1 項の規定による合意された手続業務に係る分別管理監査を受けていた会員については、平成 30 年 3 月 31 日ま

³ 本協会と公認会計士等との間で意見交換を行うに当たっては、当該会員及び公認会計士等の同意を得ることなどが前提となります。

での間の日を基準日として実施する分別管理監査については、なお従前の例によることができるものとする。
(2) 上記 2. (3) の改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後の日を基準日として実施する分別管理監査に係る公表から適用するものとする。

※ 本件については、平成 28 年 6 月 10 日から 7 月 11 日までの間、日本公認会計士協会（業種別委員会）において、「業種別委員会実務指針第 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」の公開草案を公表し、意見募集を行っているところであります。本改正は、日本公認会計士協会の同実務指針の公表に合わせ、自主規制会議において決議のうえ、施行いたします。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 28 年 6 月 10 日（金）から平成 28 年 6 月 30 日（木）17:00 まで（必着）

② 提出方法：郵送又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則の一部改正に関する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人名又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）

以 上

「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について（案）

平成 28 年 6 月 14 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（目的） 第 1 条 この規則は、会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員及び特定業務会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。 （公認会計士等による分別管理監査） 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、以下の事項を記載した顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する経営者報告書（以下「<u>経営者報告書</u>」という。）を作成し、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第○号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（以下「<u>公認会計士等</u>」という。）による分別管理の法令遵守に関する<u>保証業務</u>に係る分別管理監査（以下「<u>分別管理監査</u>」という。）を受けなければならない。	（ 同 左 ） （監査法人等による分別管理監査等） 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、<u>日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」</u>に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「<u>監査法人等</u>」という。）による分別管理の法令遵守に関する<u>検証業務又は合意された手続業務</u>に係る分別管理監査（以下「<u>分別管理監査等</u>」という。）を受けなければならない。

改 正 案	現 行
<u>1 分別管理の法令を遵守する責任を有している旨</u> <u>2 分別管理の法令遵守のために有効な内部統制を整備及び運用する責任を有している旨</u> <u>3 監査対象基準日（以下「基準日」という。）現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している旨</u> <u>4 法令を遵守して顧客資産の分別管理をしていたことを確かめるための手続を実施した旨</u> <u>5 前号に定める手続を実施した結果、基準日現在において、法令を遵守して顧客資産の分別管理をしていたか否かの旨</u> <u>6 基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容</u> <u>2 前項に定める経営者報告書の作成に当たり、会員は、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない。</u> <u>3 会員は、前項の手続の過程で把握した事項及び手続の結果について記録を作成しなければならない。</u> <u>4 会員は、公認会計士等による分別管理監査が開始されたとき及び分別管理監査の結果に係る報告書（以下「分別管理監査報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「公認会計士等による分別管理監査に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。</u> <u>5 会員は、分別管理監査報告書を受領したときは、速やかに、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しを全ての営業所もしくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供する方法（事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示による方法を含む。）又はホームページに表示する方法等、適切な方法により、次の分別管理監査に係る公表までの間、公表しなければならない。</u>	（ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） <u>2 会員は、監査法人等による分別管理監査等が開始されたとき及び分別管理監査等の結果に係る報告書（次項において「分別管理監査等報告書」という。）を受領したときは、速やかに、別に定める「監査法人等による分別管理監査等に関する報告書」を本協会に提出しなければならない。</u> （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>6</u> 本協会は、<u>分別管理監査報告書</u>において、会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示する<u>ことができる</u>。 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は本協会の定款その他の規則に違反していた場合 2 顧客資産の分別管理が適正に実施されていない場合 <u>7</u> 前項の改善指示を受けた会員は、当該指示事項に係る改善報告書を本協会に提出しなければならない。 (分別管理の実効性の確保に関する措置) 第3条 本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。 1 自己資本規制比率が120%を下回った場合 分別管理に関する状況等の報告を求めること 2 自己資本規制比率が100%を下回った場合 顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。 3 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合 分別管理に関し、監査規則第4条第2号に規定する特別監査を実施すること。 2 前項第3号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。	<u>3</u> 本協会は、<u>分別管理監査等報告書</u>において、会員が次の各号に掲げる場合に該当すると認められたときは、当該会員に対し、速やかに、該当事項の改善に必要な措置を講ずるよう指示する。 (同 左) (同 左) <u>4</u> (同 左) (同 左) (同 左)

改 正 案	現 行
3 会員は、前項の指示があったときは、当該指示に従わなければならない。 4 <u>本協会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、第2条第1項の分別管理監査を行う公認会計士等と意見交換を行うことができるものとする。</u> 5 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び日本投資者保護基金に報告する。 (特定業務会員に対する準用) 第4条 第2条及び第3条の規定（第3条第1項第1号及び第2号を除く。）は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第2条中「同条第1項及び第2項」とあるのは「第2項」と、第3条第4項中「金融庁及び日本投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。 (本規則の改正) 第5条 本協会は、本規則を改正しようとするときは、金融庁及び日本公認会計士協会と協議するものとする。 (その他) 第6条 本協会は、本規則に定めるもののほか、<u>分別管理監査</u>の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。 付 則 1 この改正は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第2条第5項の規定については、平成30年4月1日以後の日を基準日として実施する分別管理監査に係る公表から適用するものとする	(同 左) (新 設) 4 (同 左) (同 左) (同 左) (その他) 第6条 本協会は、本規則に定めるもののほか、<u>分別管理監査等</u>の実施に関し必要な事項を別に定めることができる。

改 正 案	現 行
る。 2 この改正の施行の日前に改正前の規則第2条第1項の規定による合意された手続業務に係る分別管理監査を受けていた会員については、平成30年3月31日までの間の日を基準日として実施する分別管理監査については、なお従前の例によることができるものとする。	

(規則第2条第2項による顧客資産の分別管理に係る法令遵守に関する報告書の参考様式)
(参考様式1)

分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 印(注1)

私たちは、〇〇株式会社の経営者(注1)として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則(以下「法令」という。)を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・金融商品取引法施行令第16条の15
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、平成×年×月×日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。(注2)

この手続の実施の結果、私たちは、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。(注3)

以 上

(注1) 経営者とは、取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいうが、外国法人にあっては金融商品取引法第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者(同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。)をいう。

(注2) 一部の手続を実施できなかった場合には、実施できなかった手続の影響によって、以下のどちらかの記載とする。

(文例1)

私たちは、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。・・・・・・・・

この手続の実施の結果、私たちは、平成×年×月×日現在において、上記の事項を除き、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

(文例2)

私たちは、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施したが、下記に記載の手続を実施できなかった。

記

実施できなかった手続及び影響の詳細を記載する。・・・・・・・・

この手続の実施の結果、私たちは、上記の事項の影響の重要性に鑑み、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明しない。

(注3) 法令非遵守がある場合には、以下の記載とする。

この手続の実施の結果下記に記載した事項が発見されたため、私たちは、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していなかったことを表明する。

記

法令非遵守の内容を詳細に記載する。 ×××

(参考様式2)

基準日現在の分別管理の法令遵守には影響を与えないが、基準日後、経営者報告書提出日まで、分別管理の法令遵守に重要な影響を与える後発事象が発生した場合

(省略)

この手続の実施の結果、私たちは、平成×年×月×日現在において、〇〇株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

重要な後発事象

〇〇株式会社は、平成×年×月×日付で〇〇株式会社を存続会社とし□□株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っている。

以 上

猶予期間及び公表開始について

